

京都

すこやか かわらばん

vol.
43

2017年
6月



新しい市民の支えあいの形 市民後見人養成講座が スタート

～受講者募集中～



養成講座は、12日間、
56時間に及びます。



グループワークで自分たちの意見をまとめる受講者。
身近な地域における支え合いを考えます。



京都市長寿すこやかセンター(運営 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会)

京都市長寿すこやかセンターでは、認知症・介護等に関する相談をはじめ社会参加の支援、
権利擁護の推進など高齢者に関するさまざまな事業を総合的に行っています。

新しい市民の
支えあいの形

市民後見人 養成講座

京都市成年後見支援センターでは、平成24年度より、これまで培われた知識と経験を活かして、地域における支えあいの観点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」を養成してきました。市民後見人は、家庭裁判所から選任された一般市民の皆さんであり、この養成講座を修了し、センターの支援を受けながら、活動をしています。

この度、「市民後見人養成講座」を開催いたします。興味のある方は、下記のガイダンスにご参加ください。

注意 養成講座を受講するには、ガイダンス(事前説明会)への参加が必須条件です。

ガイダンス(事前説明会)

日時 第1回 平成29年7月20日(木)午後2時～4時40分

第2回 平成29年7月22日(土)午後2時～4時40分

***同じ内容の説明会を2回実施します。必ずどちらかに参加してください。**

会場 「ひと・まち交流館 京都」 3階 第4・5会議室

対象 京都市在住で、25歳以上70歳未満の方(平成29年4月1日時点)
高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある方
市民後見人として活動することを希望する方

内容 講演「市民後見の役割・意義」
市民後見人の活動紹介(実際に活動している市民後見人からの報告)
養成講座の概要(養成講座の内容・募集方法)

参加費 無料

定員 各回70名

申込締切 7月19日(水)午後5時必着

養成講座の流れ(予定)

1次選考
(受講申込書・作文による選考)

養成講座(基礎編)
9月29日(金)～10月27日(金)

2次選考 10月31日(火)
(筆記試験・作文・面接による選考)

養成講座(実務編)
12月1日(金)～2月2日(金)

登録者選考
2月9日(金)・16日(金)
(作文・面接による選考)

養成講座カリキュラムの概要(予定)

基礎編(5日間:23時間)

9月29日(金)
～10月27日(金)
※毎週金曜日、
午前・午後で開催

成年後見制度を理解する
市民後見人の役割と活動を理解する
地域福祉と権利擁護について考える
対象者と福祉サービスを理解する
家庭裁判所・公証人役場の役割を理解する
演習(グループワーク)
作文課題・筆記試験

実務編(7日間:33時間)

12月1日(金)
～2月2日(金)
※毎週金曜日、
午前・午後で開催
(年末年始を除く)

生と死、いのち、看取りについて考える
消費者被害の実態と対処法を知る
権利擁護のための取組を知る
対象者と医療・福祉サービスへの理解を深める
福祉施設についての理解を深める
関連法への理解を深める
成年後見人としての実務を理解する
演習(事例検討・グループワーク)

講座がスタートします

受講者 募集中

受講者アンケートから

平成28年度は、20名の方が12日間、56時間の長期に及ぶ養成講座を修了されました。受講後のアンケート結果はどれも意欲的で、今後の活動への期待の声が寄せられています。

Q 養成講座の感想をお聞かせください

市民後見人としての役割や責任の重さを感じることができました。

対人援助の基礎、コミュニケーション技術の講座が面白かったです。

先輩の市民後見人の方が一生懸命にやっておられるのが伝わってきて、私も頑張ってみようと思いました。

他の受講者の意見を聞く機会もあり変化に富んだ内容で楽しかったです。

まだまだ制度を知らない人が多いです。成年後見人のことを知らせたいです。

新しい出会い(人・講座内容)があった事が一番良かった。

Q あなたはどんな市民後見人になりたいですか

常にとりにいる笑顔な市民後見人

被後見人によるこんでもらえる市民後見人

当たり前前の生活を大切に考え、生き活きと暮らせる環境づくりのお手伝い

被後見人の意思を尊重し、生命・財産を見守り続けられる市民後見人

生活に寄り添う身近な手配の出来る相談者であり、支援者

本人の意思を尊重する市民後見人

京都市内では、これまでに37名の市民後見人が誕生しています。あなたも、新たな市民の支えあいに参加してみませんか。



▲グループワークで被後見人や関係機関と「打てばひびく関係性を築きたい」と意欲を語る受講者



▲演習では身上監護について自己決定の大切さについて議論を深めました。

「成年後見制度とは」

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度において、ご本人を支援してくれる人を「成年後見人」と呼びます。

「市民後見人とは」

ご本人が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域における支えあいの観点から身近な立場で支援を行うために京都市成年後見支援センターにおいて養成した、親族や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)以外の市民のうち、成年後見人等として家庭裁判所から選任された人のことをいいます。

地域での支え合いの仕組みづくりを コーディネーターがお手伝いします！

高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、生活支援の担い手の多様化に取り組み、地域における支え合いの体制づくりを行う介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年4月からスタートしました。

京都市社会福祉協議会では、京都市からの受託により介護予防・日常生活支援総合事業を推進するため、区社協に「地域支え合い活動創出コーディネーター」を配置し、「地域支え合い活動調整会議」の開催等を通じて、新たにボランティア団体や民間企業等の多様な主体による、居場所づくりやちょっとした困りごとに対応できるサービスを提供し、高齢者の多様な生活支援ニーズに応える体制づくりの取組を進めています。

地域支え合い活動創出コーディネーターについてのお問い合わせは、各区社会福祉協議会又は京都市社会福祉協議会生活支援部(☎354-8732)までお願いします。

地域支え合い活動創出コーディネーターの役割

地域で求められる支援の調査や地域にあるサービスの把握

私がコーディネーターです！

地域づくりに関する意見交換等の実施、ネットワークづくり

生活支援の担い手の養成・活動支援



生活支援サービス創出の企画・支援

生活支援サービスとは

例えば、健康長寿サロンなど的高齢者が集える場の開催や、掃除・買物などの家事支援など高齢者の生活全般を支援する取組をいいます。



京都市長寿すこやかセンター
☎075-354-8741

京都市成年後見支援センター
☎075-354-8815

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1(河原町五条下る東側)
「ひと・まち交流館 京都」4階

FAX 075-354-8742

E-mail sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

URL

開所日/時間

月曜日～土曜日/午前9時～午後9時30分
日曜日・祝日/午前9時～午後5時

休所日

毎月第3火曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日～1月4日)

交通機関

- ◆市バス4・17・205系統「河原町正面」下車
- ◆市バス80系統「河原町五条」下車
- ◆京阪バス「河原町五条」下車
- ◆京阪電車「清水五条」下車
①番出口より徒歩約8分
- ◆市営地下鉄烏丸線「五条」下車
⑤番出口より徒歩約10分

